（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　きたむらせいごこうえんかい

1 政治団体の名称　北村誠吾後援会

2 主たる事務所の所在地　佐世保市三浦町1-23

3 代表者の氏名　（姓）嘉藤　（名）保則

4 会計責任者の氏名　（姓）大賀　（名）登美子

事務担当者の氏名
（姓）田村　（名）繁幸
（電話）0956-25-3113
（電話）
（電話）

長崎県選挙管理委員会
2. 5. 26
県北地方事務室
受付

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）北村　（名）誠吾
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	18,179,129
（前年からの繰越額）	418,129
（本年の収入額）	17,761,000
支　出　総　額	16,860,532
翌年への繰越額	1,318,597

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	10,000,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	5,000,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	15,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	15,000,000	

（その３）

	(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
行番号	事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
1	新年会開催	2,761,000	平成31年1月12日(土)開催　　佐世保玉屋
2			
	この頁の小計	2,761,000	
	合　　計	2,761,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	立木　重行	1,250,000	H31/4/11	兵庫県神戸市東灘区渦森台2-19-109	会社員	
2	立木　秀法	1,250,000	H31/4/11	大阪府大東市深野1-1-15-608	会社員	
3	立木　康治	1,250,000	H31/4/11	長崎県南松浦郡新上五島町友住郷213-5	自営	
4	立木　康二	1,250,000	H31/4/11	大阪府大東市中垣内1-6-27	会社員	
5	谷川　奈美枝	1,250,000	H31/4/11	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2736	無職	
6	安永　ヨシエ	1,250,000	H31/4/11	山口県宇部市神原町2-1-22	無職	
7	宇戸　静香	1,250,000	H31/4/11	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1534	無職	
8	立木　隆則	1,250,000	H31/4/11	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷1802-9	自営	
9						
	この頁の小計	10,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	10,000,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年 月 日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　　考
1	自由民主党長崎県第四選挙区支部	1,000,000	R1/6/20	佐世保市三浦町1-23	北村　誠吾	
2	自由民主党長崎県第四選挙区支部	2,000,000	R1/9/5	佐世保市三浦町1-23	北村　誠吾	
3	自由民主党長崎県第四選挙区支部	1,000,000	R1/11/29	佐世保市三浦町1-23	北村　誠吾	
4	自由民主党長崎県第四選挙区支部	1,000,000	R1/12/20	佐世保市三浦町1-23	北村　誠吾	
5						
	この頁の小計	5,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	5,000,000				

その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	825,058	0	
(2) 光熱水費	61,269	0	
(3) 備品・消耗品費	133,719	0	
(4) 事務所費	1,295,649	0	
小計	2,315,695	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	747,412	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,997,425	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	597,240	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	1,400,185	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	6,800,000	0	
(6) その他の経費	5,000,000	0	
小計	14,544,837	0	
合計	16,860,532		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	61,269				
	合計	61,269				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	政治経済新聞	12,000	R1/6/5	(株)長崎政治経済新聞	佐世保市烏帽子町328-3	
2	政治経済新聞	12,000	R1/10/9	㈱長崎政治経済新聞	佐世保市烏帽子町328-3	
3	エアコン代	78,624	R1/7/22	㈱一髙	佐世保市常盤町7-15	
4	エアコン追加工事代	16,200	R1/7/23	南電工	佐世保市江迎町志戸氏25-7	
5						
	この頁の小計	118,824				
	その他の支出	14,895				
	合計	133,719				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	監査費用	97,790	R1/6/28	村田絵理	佐世保市城山町2-4	
2	租税公課	10,210	R1/9/12	佐世保税務署	佐世保市木場田町2-19	
3	家賃　1月分	86,400	H31/1/8	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
4	家賃　2月分	86,400	H31/2/27	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
5	家賃　3・4月分	172,800	H31/4/15	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
6	家賃　5月分	86,400	R1/5/1	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
7	家賃　6月分	86,400	R1/5/30	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
8	家賃　7月分	86,400	R1/7/1	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
9	家賃　8月分	86,400	R1/8/5	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
10	家賃　9月分	86,400	R1/9/13	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
11	家賃　10月分	88,000	R1/10/21	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
12	家賃　11月分	88,000	R1/12/5	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
13	家賃　12・1月分	176,000	R1/12/12	作永ルイ子	熊本市西区上熊本2-5-37-604	
14						
	この頁の小計	1,237,600				
	その他の支出	58,049				
	合計	1,295,649				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵便料	11,627	H31/3/19	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
2	ファックス一斉送信	178,212	R1/8/27	㈱ネクスウェイ	港区虎ノ門4-3-13	
3	郵便料	142,412	R1/10/15	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
4						
	この頁の小計	332,251				
	その他の支出	25,520				
	合計	357,771				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会費	20,000	R1/6/12	新世紀政策研究会	千代田区麹町1-3-5	
2	会費	20,000	R1/8/3	﨑田誠伸氏旭日双光章受章祝賀会	長崎市魚の町3-33	
3	会費	20,000	R1/8/18	蒔本恭先生旭日小綬章受賞祝賀会	長崎市茂里町3-27	
4						
5						
	この頁の小計	60,000				
	その他の支出	318,000				
	合計	378,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費・交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1						
2						
3						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	11,641				
	合計	11,641				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	後援会会報	224,640	H31/2/15	アール・アイコミュニケーションズ	佐世保市柚木元町2673-1	
2	印刷代	27,000	R1/6/28	㈲エスケイ・アイ・コーポレーション	佐世保市山祇町19-13	
3	後援会会報	345,600	R1/11/6	アール・アイコミュニケーションズ	佐世保市柚木元町2673-1	
4						
	この頁の小計	597,240				
	その他の支出	0				
	合計	597,240				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					新年会開催	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	パーティーコンパニオン代	42,000	H31/1/12	㈱いふ	佐世保市横尾町1818	
2	料理代	798,768	H31/1/15	栄食品有限会社	佐世保市栄町2-1	
3	司会料	32,400	H31/1/15	㈲ステップ	佐世保市福田町6-15	
4	郵便料	59,675	H31/1/16	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
5	看板代	21,600	H31/2/1	小山力	佐世保市祇園町12-41	
6	印刷代	75,600	H31/3/8	㈲エスケイ・アイ・コーポレーション	佐世保市山祇町19-13	
7	郵便料	81,115	R1/12/2	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
8	郵便料	37,005	R1/12/5	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
9	郵便料	28,598	R1/12/5	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
10	郵便料	10,950	R1/12/6	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
11	郵便料	64,772	R1/12/6	日本郵便㈱	千代田区大手町2-3-1	
12	印刷代	60,500	R1/12/12	㈲エスケイ・アイ・コーポレーション	佐世保市山祇町19-13	
13	アスクル商品代（事務用品代）	62,476	R1/12/27	㈱イシマル	佐世保市卸本町8-2	
14						
	この頁の小計	1,375,459				
	その他の支出	24,726				
	合計	1,400,185				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附金	800,000	H31/3/6	自由民主党長崎県第四選挙区支部	佐世保市三浦町1-23	
2	寄附金	4,000,000	H31/4/15	自由民主党長崎県第四選挙区支部	佐世保市三浦町1-23	
3	寄附金	2,000,000	R1/5/20	自由民主党長崎県第四選挙区支部	佐世保市三浦町1-23	
4						
	この頁の小計	6,800,000				
	その他の支出	0				
	合計	6,800,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					返済金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	借入返済金	3,000,000	H31/4/15	北村誠吾	北松浦郡佐々町羽須和免920-2	
2	借入返済金	1,000,000	R1/6/25	北村誠吾	北松浦郡佐々町羽須和免920-2	
3	借入返済金	1,000,000	R1/12/27	北村誠吾	北松浦郡佐々町羽須和免920-2	
4						
	この頁の小計	5,000,000				
	その他の支出	0				
	合計	5,000,000				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	北村　誠吾	2,553,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　25日

政治団体の名称　北村誠吾後援会

会計責任者の氏名　大賀　　登美子　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月 15 日

北村誠吾 後援会
代表　嘉藤　保則　殿

登録政治資金監査人 村田 絵理 印
登　録　番　号　第　３０８５　号
研修終了年月日　平成21年11月13日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、北村誠吾 後援会の平成 31 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、北村誠吾 後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

北村誠吾 後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、北村誠吾 後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上